資料提供

２０２５年７月３日
茨城県総務部税務課
課長　松本　満
（担当：小森・中野）
直通：029-301-2414

自動車税還付通知の誤送付について

税務課において、自動車税の還付に係る通知を本来の送付先ではない法人に誤って郵送した事案が発生しました。

情報漏えいの対象者に対して、また、県民の皆様の県に対する信頼を損ねる事案を起こしてしまったことについて深くお詫び申し上げますとともに、同様の事案が発生しないよう、再発防止に努めてまいります。

１　事案の概要

（１）誤送付の内容

本来の送付先である法人Ａ（所在地：ａ市）に送付すべき文書を、法人Ｂ（所在地：ｂ市）に送付したもの。

（２）事案発生日

令和７年６月２５日（水）（法人Ｂから連絡を受けた法人Ａより電話連絡があり、発覚）

（３）誤送付文書・漏えい情報

・誤送付文書　自動車税の還付通知７通（台）
・漏えい情報　法人名、車のナンバー、還付額、口座情報

２　原因

法人Ａから法人Ｂに納税義務者の変更を行う自動車税申告書を土浦県税事務所が受付した際に、県税事務所職員が法人Ａの住所をｂ市に誤って税務システムに登録したため。

３　発覚後の対応

発覚翌日に、法人Ａ及び法人Ｂを訪問し、謝罪及び通知を回収。
（なお、今回の通知による誤還付は発生していない。）

４　再発防止策

・自動車税申告書の受付時に、確認項目チェックリストを用いて、申告内容の確認を徹底する。
・税務システム登録後の内容について、正しい内容で反映されているか、複数職員によるダブルチェックを徹底する。